

周南市

いじめ防止基本方針



周南市 共に。

平成27年3月24日
(改定 平成30年3月31日)

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめ防止等のための組織	1
（1） いじめ問題対策連絡協議会	1
（2） 学校いじめ防止対策委員会	2
（3） 周南市いじめ問題調査委員会	2
（4） 周南市いじめ調査検証委員会	2
3 いじめの定義	2
4 いじめの認知	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1） いじめの防止	3
（2） いじめの早期発見	3
（3） いじめへの対処	3
（4） 家庭や地域との連携	4
（5） 関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止等のために周南市が実施すべき施策	4
（1） いじめ防止基本方針による対策の推進	4
（2） 市教委による行政施策	4
（3） 市教委による学校への指導・支援	5
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
（1） 学校基本方針の策定	6
（2） 学校いじめ防止対策委員会の役割	6
（3） 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
（4） いじめの解消について	9
3 重大事態への対処	10
（1） 市教委又は学校による調査	10
（2） 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	12
第3 その他の重要事項	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭、地域、関係機関・その他関係者等の連携により、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、周南市がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行わなければならない。
- また、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことをはじめ、いじめ問題に関する児童生徒の理解を深めることを目的に行わなければならない。
- 加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。
- これらのことから、周南市は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」との『いじめ根絶三原則』を基本理念として、いじめの防止等のための対策を講じるものとする。

2 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ問題対策連絡協議会

周南市は、法第14条第1項の規定に基づき、「周南市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

協議会はいじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応

をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行う。

協議会は、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者の内から選任した委員で組織する。

(2) 学校いじめ防止対策委員会

学校は、当該学校におけるいじめ問題の解決を図るため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有するものをはじめ、その他の関係者により構成される組織「学校いじめ防止対策委員会」（以下「学校委員会」という。）を置くものとする。

(3) 周南市いじめ問題調査委員会

周南市教育委員会（以下「市教委」という。）は、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、公平性・中立性の観点から、専門的な知識又は経験を有するとともに、被害児童生徒及び保護者と利害関係を有しない第三者等を委員として選定し、市教委の附属機関としての「周南市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該重大事態に係る背景や事実関係を明確にするための調査を行う。

(4) 周南市いじめ調査検証委員会

調査委員会の報告を受けた市長は、改めて調査の必要があると認めるときは、公平性・中立性の観点から、専門的な知識又は経験を有するとともに、被害児童生徒及び保護者と利害関係を有しない第三者を委員として選定し、「周南市いじめ調査検証委員会」（以下「検証委員会」という。）を設置する。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。

4 いじめの認知

- いじめの事実を把握するためには、被害児童生徒の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、学校委員会を活用して行う。
- けんかやふざけ合いのように見られる場合、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報するなど連携した対応をとる。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るという認識のもと、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むなど、いじめを生まない土壌づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわり、積極的にいじめを認知する。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- 加害児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する。

(4) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための連携体制を構築する。
- 学校運営協議会やP T A・地域の関係団体等との連絡会議等を活用し、いじめ問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- 学校や市教委は、加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等）と適切に連携を図る。
- 適切な連携を図るため、平素から学校や市教委と関係機関の担当者が密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- 学校や市教委は、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」など、学校以外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために周南市が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針による対策の推進

周南市は、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参考にして、「いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 市教委による行政施策

市教委は、いじめ防止等のための対策を推進するため、以下の施策を実施する。

- いじめの防止等のための対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等必要な措置
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制整備
- 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援
- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（以下「S C」という。）・スクールソーシャルワーカー（以下「S S W」という。）等の配置及び学校への派遣

- 学校相互の連携協力体制の整備
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・改善
- 学校、家庭、地域、関係機関、民間団体等が組織的に連携・協働する体制の構築

(3) 市教委による学校への指導・支援

市教委は、いじめ防止等のための対策を推進するため、学校に以下の指導・支援を行う。

- 児童生徒がいじめ問題を自らのこととして捉えることができるよう、考え・議論する道徳の時間及び特別活動等の充実
- 児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動への支援、その他必要な措置
- 児童生徒並びに保護者に対するいじめを防止することの重要性に関し、理解を深めるための啓発、その他必要な措置
- いじめを早期に発見するための児童生徒に対する定期的な調査、その他必要な措置
- 教職員及び児童生徒並びに保護者が、いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- 教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他、いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置
- 各学校におけるいじめの防止等のための対策の取組状況や達成状況に関する学校評価の実施及び取組の改善
- インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処を目的とした児童生徒及び保護者に対する啓発活動の実施
- 教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携、又は、いじめの防止等に適切に対応できる学校指導体制の充実を図る学校運営への支援
- 加害児童生徒の保護者に対する出席停止措置等、被害児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

各学校は、国・県及び市の基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、これにのっとり適切に対応する。

学校基本方針を策定する際、学校運営協議会やPTA等から意見を聴取するとともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の思いや考えも反映させる。

(1) 学校基本方針の策定

① 意義

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを一人で抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応となる。
- 学校の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 具体的内容

- 学校基本方針が、組織的な取組による行動計画となるよう、年間を通じた学校委員会の活動を具体的に記載する。
- 学校は、学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のいじめの早期発見・早期対応マニュアルを定めるとともに、具体的な取組を盛り込む。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即しているかを学校委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを設定する。
- 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価し、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。
- 学校基本方針は、ホームページや学校便りなどで公開する。

(2) 学校いじめ防止対策委員会（学校委員会）の役割

- 学校委員会は、学校がいじめ問題への組織的対応において中核的な役割を保持する。
- 学校委員会を設置するに当たっては、既存の組織を活用することを可能とし、可能な限りS C、S S W、少年（安心）安全サポーター等の専門家を参画させ、実効性のあるものとする。
- 学校委員会は、被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを周知するなど、児童生徒から信頼される組織となるよう努める。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、ただちに学校委員会を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係のある児童生徒から事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携など組織的に対応する。

- 教職員は、児童生徒からの訴えや些細な兆候や懸念を感じとった場合には、一人で抱え込まずに、全て学校委員会に報告・相談する。
- 学校委員会に集められた情報は、児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- 学校委員会は、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。
- 学校は、いじめ問題の解決を図るため、学校委員会を設置していることを、児童生徒及び保護者に対して周知する。
- 重大事態の調査のための組織は、事案によっては学校委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、市教委が派遣する専門家を加えて構成する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

- 全ての児童生徒が、主体的にいじめ問題について、考え・議論する機会を設けるなど、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- 教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳性を養い、自分と他者との違いを理解するとともに、互いのよさを認め合う態度を育成するなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるよう、授業づくりや集団づくりに努める。
- 学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動及び部活動に児童生徒が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。
- インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、児童生徒が行動に移しやすいだけでなく、一度インターネット上で拡散してしまった情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラル教育の充実を図る。
- 全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じることができる学校づくりを行う。
- 児童生徒に対するアンケート調査・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例もあることから、調査結果の検証及び組織的な対処方法について、学校基本方針に定めておく。

- 児童生徒に対しては、いじめの傍観者とならず、周囲の教員に報告・相談するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- いじめの背景にある児童生徒が抱えるストレス等に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に留意する。
- 学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。
- 次に掲げる児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・ 海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、又は、外国人の保護者をもつ児童生徒
 - ・ 性同一性障害や性的指向に係る児童生徒
 - ・ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

② いじめの早期発見

- いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階からの確にかかわるようにする。
- 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 学級担任だけでなく、副担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童生徒の状況をきめ細かく把握することに努める。
- 日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努めながら、定期的なアンケート調査や「Fit」などの客観テスト、教育相談を活用していじめの実態を把握する。
- アンケート調査や教育相談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、必ず教職員が迅速かつ組織的に対応する。

③ いじめへの対処

- いじめに係る情報を一人で抱え込み、学校委員会に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得ることから、いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、学校委員会に速やかに報告する。
- 学校は、いじめの事実を確認したら、家庭や市教委に連絡・相談し、事案に応じて、関係機関との連携を図る。
- 教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 学校委員会において、情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、対応方針を決定し、全教職員が被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。
- 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、市教委又は学校委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめに係る行為が止んでいるか判断を行う。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- 被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 重大事態への対処

重大事態とは、以下の場合をいう。なお、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に沿って適切に対応する。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 市教委又は学校による調査

① 重大事態発生の報告

- 学校は、市教委に、市教委は市長に報告する。
- 学校は、児童生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が異なる認識であったとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

② 調査の主体

- 市教委は、学校からの重大事態発生の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体を判断し、決定する。

③ 調査を行うための組織

- 市教委が調査の主体となる場合、調査委員会を設置する。
- 学校が調査の主体となる場合、学校委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、市教委が適切な専門家を派遣するなど支援する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- アンケート調査や聴き取り調査など、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 「基本調査」と「詳細調査」から構成される「背景調査」は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺又は自殺が疑われる事案が起きたときに、学校及び市教委が主体となって行う。
- 「基本調査」は、学校が主体となり、事案発生後速やかに着手する全件を対象とする調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点でもっている情報及び「基本調査」の期間中に得られた情報を迅速に整理することを目的に実施する。
- 「詳細調査」は、特別な事情がない限り市教委が主体となり、「基本調査」等を踏まえ必要と判断した場合に、心理の専門家などを加えた調査組織において行う調査であり、公平性・中立性を確保した上で、当該事案に至る過程を探り、再発防止策を打ち立てることを目的に実施する。

⑤ 調査結果に基づく措置

- 市教委は、加害児童生徒の出席停止措置の活用や、被害児童生徒又はその保護者等が転校を希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

⑥ 被害児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒とその保護者に対して説明する。
- 市教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。
- アンケート調査等の実施により得られた情報は、被害児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明しておく。
- 学校が調査を行う場合、市教委は、情報の提供の内容・方法・時期などについて指導や支援をする。

⑦ 調査結果の報告

- 学校は市教委に、市教委は市長に報告する。
- 被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 報告を受けた市長は、改めて調査の必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を実施することができる。
- 再調査を行うに当たっては、検証委員会を設置する。
- 市教委又は学校による調査同様、市長は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。
- 市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

第3 その他の重要事項

協議会は、市内のいじめの状況等を踏まえ、市基本方針がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

また、国や山口県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、協議会が見直しの必要があると認めるときは、市基本方針を改訂していくこととする。